平成２５年（フ）第１９６号
兵庫県加古川市尾上町池田2391番地の５
債務者　高橋　　理
１　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２１１号
兵庫県姫路市船津町2355番地
債務者　福永　洋一
１　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１３号
和歌山県新宮市三輪崎１丁目８番５号
債務者　小田　豊次
１　決定年月日時　平成25年６月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２５年（フ）第１３号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字長和田1835番地１
ゆりはま大平園
債務者　白岩　秀一
１　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第３２４号
広島市安佐南区西原１丁目２番27―９号
債務者　谷本　敬子
１　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４９号
広島県廿日市市新宮２丁目５番12―301号
債務者　定近　秀樹
１　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３５５号
広島市安芸区瀬野西２丁目８番14―102号
債務者　石原　幸一
１　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３５６号
広島市安芸区瀬野西２丁目８番14―102号
債務者　石原　絹江
１　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０２号
福岡県久留米市長門石２丁目２番55号　レオパレスＧｒａｃｅ　ＨｅｉｍⅡ206号
債務者　中村　博文
１　決定年月日時　平成25年５月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１０５号
福岡県久留米市国分町1042番地10
債務者　國武　建次
１　決定年月日時　平成25年５月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１４０号
佐賀県小城市小城町153番地
債務者　大坪由規夫
１　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
沖縄県那覇市首里大名町３丁目12番地１　吉川アパート503
債務者　石橋　　尚
１　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１１９号
山梨県甲州市塩山赤尾716番地
債務者　大野　潤一
１　決定年月日時　平成25年５月31日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７０号
佐賀県藤津郡太良町大字大浦己1147番地104
債務者　村川　　勇
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第７１号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1078番地　久保テナント３号
債務者　原口　　壽
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第７４号
沖縄県浦添市勢理客１丁目28番14号
債務者　田里　章人
１　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１７０号
沖縄県浦添市字経塚666番地３　グリーンシャトーⅠ―205号室
債務者　大城　教隆
１　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１７２号
沖縄県豊見城市字真玉橋190番地６　リバーサイドゆたか101号
債務者　喜友名木綿子
１　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部